

定款

ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社

(2022年9月22日改正)

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社と称し、英文では Human Metabolome Technologies, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 医薬品、医薬部外品及び診断薬の製造、販売並びに輸出入
- 2 動物用医薬品、飼料添加物及び農薬の製造、販売並びに輸出入
- 3 試薬及び工業薬品の製造、販売並びに輸出入
- 4 酵素及び微生物工業製品の製造、販売並びに輸出入
- 5 食料品及び食品添加物の製造、販売並びに輸出入
- 6 理化学機械器具、科学研究用機械器具及び医療用機械器具の製造、販売並びに輸出入
- 7 生化学、医学、薬学等生命科学の基礎及び応用技術を対象とする研究、開発、調査並びにこれらの受託及びコンサルティング業務
- 8 コンピュータ・ソフトウェアの開発及び販売
- 9 コンピュータによる情報処理及びデータベース・サービスの提供業務
- 10 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を山形県鶴岡市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事
故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告す
る。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、12,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権
利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割
当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第9条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年6月30日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は

一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合は、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(員数)

第18条 当会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名以内を置く。
2 当会社に監査等委員である取締役4名以内を置く。

(選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。
3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監

査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第22条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。
- 4 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
- 5 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。
- 6 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(監査等委員会)

第23条 監査等委員会は、その決議により定められた議長が招集する。議長に事故あるときは、あらかじめ監査等委員会で定めた順序によりほかの監査等委員が

これにあたる。

- 2 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
- 3 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。
- 4 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

(取締役の責任免除)

- 第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役の賠償責任を法令の限度において免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 計 算

(事業年度)

- 第25条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

- 第26条 当社は取締役会の決議により、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第27条 当社の期末配当の基準日は毎年6月30日、中間配当の基準日は毎年12

月 31 日とする。

- 2 当社は前項のほか、取締役会決議によって、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

- 第 28 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、第 14 回定時株主総会終結前の行為に関する同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

(改正履歴)

平成15年 6月23日作成
平成15年 6月26日公証人認証
平成15年 7月 1日会社成立
平成17年 8月 9日改正
平成18年 6月23日改正
平成19年 6月28日改正
平成20年 2月 1日改正
平成21年 6月23日改正
平成22年 6月23日改正
平成23年 6月22日改正
平成25年10月15日改正
平成25年10月16日改正
平成28年 6月25日改正
平成29年 6月24日改正
2018年11月23日改正
2022年 9月22日改正